

四 半 期 報 告 書

(第47期第1四半期)

自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日



(E02652)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【四半期連結財務諸表】	24
2 【その他】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38
四半期レビュー報告書	巻末
確認書	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【四半期会計期間】 第47期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 東京エレクトロン株式会社

【英訳名】 Tokyo Electron Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 東 哲 郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐 伯 幸 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐 伯 幸 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第46期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第47期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第46期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (百万円)	154,827	68,915	508,082
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	22,263	△14,021	20,555
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	12,853	△11,035	7,543
純資産額 (百万円)	548,275	520,326	529,265
総資産額 (百万円)	753,206	640,369	668,998
1株当たり純資産額 (円)	3,006.09	2,846.00	2,896.55
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (円)	71.83	△61.66	42.15
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	71.69	—	42.07
自己資本比率 (%)	71.4	79.5	77.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34,660	14,372	81,030
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△635	△5,372	△160,621
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△10,047	△1,002	△46,015
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	217,642	74,566	65,883
従業員数 (人)	10,706	10,282	10,391

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第47期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	10,282
---------	--------

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	1,034
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業用電子機器	35,105	△70.7
合計	35,105	△70.7

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業用電子機器	50,273	△52.0	173,157	△39.6
電子部品・情報通信機器	21,781	△16.5	12,815	△10.8
合計	72,054	△44.9	185,972	△38.2

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業用電子機器	50,470	△61.1
電子部品・情報通信機器	18,445	△26.0
合計	68,915	△55.5

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)			当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		
相手先	販売高 (百万円)	割合 (%)	相手先	販売高 (百万円)	割合 (%)
フラッシュアライアンス(有)	16,774	10.8	シャープ(株)	9,595	13.9
			INTEL CORPORATION	8,850	12.8

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間の世界経済を地域別にみますと、アジア経済は中国をはじめ景気回復の動きがみられましたが、欧米では金融危機と実体経済悪化により引き続き深刻な状況にありました。また、日本経済は輸出が増加に転じ、生産は底入れ感が出始め最悪期を脱しつつあるものの、企業収益が改善する見通しが立っていないなかで設備投資は抑制されるなど厳しい状況が続きました。

当グループの参画しておりますエレクトロニクス産業に関しましては、パソコンや携帯電話、デジタル家電等の電子機器の需要は引き続き低迷しており、半導体・FPD関連市場は、在庫調整が一巡したことによる半導体価格の回復、中国向けの液晶パネル需要の増加など、底入れの兆しが見え始めましたが、まだ本格回復には至らず厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当第1四半期連結会計期間の連結業績は、売上高689億1千5百万円(前年同期比55.5%減)、営業損失143億8千8百万円(前年同期は営業利益214億3千万円)、経常損失140億2千1百万円(前年同期は経常利益222億6千3百万円)、また、拠点効率化に伴う減損損失を特別損失に計上したことにより、四半期純損失は110億3千5百万円(前年同期は四半期純利益128億5千3百万円)となりました。

当第1四半期連結会計期間の事業の種類別セグメントの実績は、次のとおりであります。

① 産業用電子機器事業

当セグメントの当第1四半期連結会計期間の売上高は506億5千6百万円(前年同期比61.1%減)、営業損失は146億3千4百万円(前年同期は営業利益207億6千5百万円)となりました。

《半導体製造装置》

世界的な半導体不況により、半導体メーカーは設備投資の抑制を継続しており、当部門の売上は低調に推移しました。また、足元では在庫調整の進展による半導体価格の回復、半導体メーカーの設備稼働率の上昇など底入れの兆しが見えており、当部門の受注高も3四半期ぶりに増加に転じましたが、本格的な回復には至らず厳しい状況が続いております。このような状況のもと、当部門の当第1四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、304億3千7百万円(前年同期比73.0%減)となりました。

《FPD/PV(フラットパネルディスプレイ及び太陽電池)製造装置》

昨年からの最終製品需要の低迷により、パネルメーカーによる設備投資抑制・延期の影響を受けましたが、当部門の当第1四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、199億4千3百万円(前年同期比15.5%増)と前年同期比で増加しました。また、中国向けの液晶パネル需要の増加により、一部パネルメーカーにおいて増産や設備投資再開の動きが見られるなど、事業環境は好転し始めております。また、太陽電池製造装置分野につきましては、環境対策の世界的な広がりを背景に、当社のビジネスも引き合いは旺盛であります。昨年からの世界金融危機の影響により、投資時期が延期される傾向となっております。

《その他》

当部門の当第1四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、8千9百万円(前年同期比4.7%減)となりました。

② 電子部品・情報通信機器事業

半導体及び電子デバイス分野では、デジタル家電等の民生機器関連の商材につきましては、新規取扱商品の寄与もあり回復しつつありますが、全体的な需要は低調に推移しており、特に産業機器向け半導体製品等の不振が続いております。コンピュータシステム関連分野は、経済環境の悪化により新規のIT投資は様子見となっている状態が続いているなか、保守関連ビジネスは堅調に推移しているものの、コンピュータ・ネットワーク機器の販売が伸び悩んでおります。このような状況のもと、当セグメントの当第1四半期連結会計期間の売上高は184億9千7百万円(前年同期比26.2%減)、営業利益は2億3千8百万円(前年同期比63.7%減)となりました。

当第1四半期連結会計期間の所在地別セグメントの実績は、次のとおりであります。

① 日本

当セグメントの当第1四半期連結会計期間の売上高は627億9千4百万円(前年同期比57.4%減)、営業損失は161億7千6百万円(前年同期は営業利益190億3千4百万円)となりました。

② その他の地域

当セグメントの当第1四半期連結会計期間の売上高は174億2千万円(前年同期比46.7%減)、営業利益は7億2千1百万円(前年同期比64.2%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ293億1千8百万円減少の4,763億6千8百万円となりました。主な内容は、現金及び預金並びに有価証券に含まれる譲渡性預金の増加124億9百万円、受取手形及び売掛金の減少233億6千6百万円、商品及び製品の減少102億1百万円によるものです。

有形固定資産は、前連結会計年度末から73億7千万円減少し、925億3千5百万円となりました。

無形固定資産は、前連結会計年度末から7億7千2百万円減少し、99億8千7百万円となりました。

投資その他の資産は、前連結会計年度末から88億3千3百万円増加し、614億7千7百万円となりました。

これらの結果、総資産は、前連結会計年度末から286億2千8百万円減少の6,403億6千9百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ204億2千9百万円減少の688億4千2百万円となりました。主な内容は、支払手形及び買掛金の減少45億1千9百万円であります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ7億3千9百万円増加の512億円となりました。

純資産は、四半期純損失110億3千5百万円を計上したことによる減少、前期の期末配当7億1千5百万円の実施による減少の結果、5,203億2千6百万円となり、また自己資本比率は79.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ86億8千2百万円増加し、745億6千6百万円となりました。なお、現金及び現金同等物に含まれていない預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金1,480億円を加えた残高は、前連結会計年度末に比べ124億9百万円増加し、2,225億6千6百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況等は、次のとおりであります。

営業活動により獲得したキャッシュ・フローにつきましては、前年同期に比べ202億8千8百万円減少の143億7千2百万円となりました。主な要因につきましては、減価償却費49億1千3百万円、売上債権の減少235億3千1百万円、たな卸資産の減少90億8千9百万円、未収消費税等の減少103億1千5百万円がそれぞれキャッシュ・フローの収入となり、税金等調整前四半期純損失184億6百万円、前受金の減少86億2千6百万円がキャッシュ・フローの支出となったことによるものであります。

投資活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主として有形固定資産の取得等による支出13億3千1百万円、定期預金の純増加による支出36億6千5百万円により、前年同期の6億3千5百万円に対し53億7千2百万円となりました。

財務活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主に配当金の支払7億1千5百万円により、前年同期の100億4千7百万円に対し10億2百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、121億6千6百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において、43億7千5百万円の減損損失を計上しております。

減損損失の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（四半期連結損益計算書関係） 当第1四半期連結累計期間 ※2 減損損失」に記載しております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、重要な設備計画の完了はなく、また、重要な変更があったものは次のとおりであります。なお、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

(新設)

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
東京エレクトロン(株)	宮城県 黒川郡 大和町	産業用 電子機器	土地 (面積㎡)	5,753 (290,569)	—	自己 資金	平成21年 7月	平成21年 7月	—

(注) 当初の計画に比べ、投資予定額を1,282百万円減額いたしました。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	180,610,911	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式であり、単元株式数 は100株である。
計	180,610,911	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,891
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	389,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり8,807
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から平成22年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり8,807 資本組入額 1株当たり4,404
新株予約権の行使の条件	(注)1～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,052
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	605,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,794
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり6,794 資本組入額 1株当たり3,397
新株予約権の行使の条件	(注)1～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成16年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,913
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	391,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,884
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり5,884 資本組入額 1株当たり2,942
新株予約権の行使の条件	(注)1～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	372
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から平成37年6月30日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成20年8月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	(注)1～6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 3 上記2にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成20年7月31日以前のとときには平成20年8月1日より1年以内、その死亡日が平成20年8月1日以降のとときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 4 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にある対象者については、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成20年7月31日以前のとときには平成20年8月1日より1年以内、その喪失日が平成20年8月1日以降のとときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
 - ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
 - イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 5 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成20年8月1日以降に上記3及び4に定める事由以外の事由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 6 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	743
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,468
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成25年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり6,468 資本組入額 1株当たり3,234
新株予約権の行使の条件	(注)1～5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 3 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 4 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月23日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	637
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から平成38年5月29日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成21年7月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月1日より1年以内、その死亡日が平成21年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年6月30日以前のときには平成21年7月1日より1年以内、その喪失日が平成21年7月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成21年7月1日以降に上記4及び5に定める事由以外の事由で、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

- 8 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という)を行う場合は、新株予約権者に対し、各場合に応じ、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「存続会社等」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができます。
- ①交付する新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とします。
 - ②新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は、存続会社等の普通株式とし、その数は、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。
 - ③存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記②に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。
 - ④存続会社等の新株予約権の権利行使期間
上記表の新株予約権の行使期間に定める期間とし、交付時に権利行使期間が到来している場合には、合併等の効力発生日より上記表の新株予約権の行使期間に定める期間満了日までとします。
 - ⑤新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑥存続会社等の新株予約権についての行使条件及び取得
合併等の直前において残存する新株予約権の行使条件及び取得に応じて決定します。
 - ⑦存続会社等の新株予約権の譲渡制限
存続会社等の新株予約権の取得については存続会社等の取締役会の承認を要するものとします。

株主総会の特別決議日(平成19年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	994
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	99,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から平成39年5月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成22年7月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成22年6月30日以前のときは平成22年7月1日より1年以内、その死亡日が平成22年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。

5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成22年6月30日以前のときには平成22年7月1日より1年以内、その喪失日が平成22年7月1日以降のときには当該喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成22年7月1日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

① 交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

株主総会の特別決議日(平成20年6月20日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,779
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	177,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から平成40年5月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成23年7月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

- (注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成23年6月30日以前のときは平成23年7月1日より1年以内、その死亡日が平成23年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成23年6月30日以前のときには平成23年7月1日より1年以内、その喪失日が平成23年7月1日以降のときには当該喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。
- ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
- イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成23年7月1日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年6月30日	—	180,610,911	—	54,961,191	—	78,023,165

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿の記載内容が確認できないため、当社は、株主名簿に基づく大株主の異動を把握しておりません。なお、当第1四半期会計期間において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である他4社から平成21年4月20日付で提出された変更報告書により平成21年4月13日現在、14,854千株所有している旨、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者である他5社から平成21年5月20日付で提出された変更報告書により平成21年5月15日現在、12,844千株所有している旨、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者である他1社から平成21年5月21日付で提出された変更報告書により平成21年5月15日現在、9,156千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末日現在の実質保有状況の確認ができておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,643,300	—	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおり
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,828,500	1,788,285	同上
単元未満株式	普通株式 139,111	—	—
発行済株式総数	180,610,911	—	—
総株主の議決権	—	1,788,285	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式300株(議決権3個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式98株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京エレクトロン株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番1号	1,643,300	—	1,643,300	0.91
計	—	1,643,300	—	1,643,300	0.91

(注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は、1,639,333株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	4,490	4,730	5,020
最低(円)	3,640	4,010	4,290

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場によるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の様動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	54,066	51,156
受取手形及び売掛金	96,320	119,687
有価証券	168,500	159,001
商品及び製品	78,214	88,416
仕掛品	30,661	29,306
原材料及び貯蔵品	16,517	16,518
その他	32,116	41,620
貸倒引当金	△28	△20
流動資産合計	476,368	505,687
固定資産		
有形固定資産	※ 92,535	※ 99,906
無形固定資産		
その他	9,987	10,760
無形固定資産合計	9,987	10,760
投資その他の資産		
その他	69,040	60,189
貸倒引当金	△7,562	△7,545
投資その他の資産合計	61,477	52,644
固定資産合計	164,001	163,311
資産合計	640,369	668,998
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,873	24,393
その他の引当金	7,547	11,113
その他	41,421	53,765
流動負債合計	68,842	89,272
固定負債		
退職給付引当金	47,716	47,046
その他の引当金	605	639
その他	2,878	2,773
固定負債合計	51,200	50,460
負債合計	120,042	139,732

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,961	54,961
資本剰余金	78,081	78,114
利益剰余金	392,684	404,435
自己株式	△11,082	△11,111
株主資本合計	514,644	526,398
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	787	△842
繰延ヘッジ損益	76	66
為替換算調整勘定	△6,155	△7,235
評価・換算差額等合計	△5,290	△8,011
新株予約権	1,336	1,148
少数株主持分	9,637	9,729
純資産合計	520,326	529,265
負債純資産合計	640,369	668,998

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	154,827	68,915
売上原価	102,729	57,715
売上総利益	52,098	11,199
販売費及び一般管理費		
研究開発費	14,562	12,166
その他	16,106	13,421
販売費及び一般管理費合計	30,668	25,588
営業利益又は営業損失(△)	21,430	△14,388
営業外収益		
受取利息	403	281
補助金収入	※ 529	※1 380
その他	310	211
営業外収益合計	1,242	873
営業外費用		
為替差損	211	398
その他	197	108
営業外費用合計	409	506
経常利益又は経常損失(△)	22,263	△14,021
特別利益		
固定資産売却益	25	1
その他	1	—
特別利益合計	26	1
特別損失		
固定資産除売却損	35	10
減損損失	—	※2 4,375
特別損失合計	35	4,386
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	22,253	△18,406
法人税等	9,237	△7,418
少数株主利益	163	48
四半期純利益又は四半期純損失(△)	12,853	△11,035

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	22,253	△18,406
減価償却費	5,110	4,913
減損損失	—	4,375
退職給付引当金の増減額(△は減少)	732	657
賞与引当金の増減額(△は減少)	△9,913	△2,566
製品保証引当金の増減額(△は減少)	△1,069	△1,026
受取利息及び受取配当金	△451	△297
売上債権の増減額(△は増加)	45,665	23,531
たな卸資産の増減額(△は増加)	△550	9,089
仕入債務の増減額(△は減少)	△8,996	△4,584
未収消費税等の増減額(△は増加)	13,612	10,315
未払消費税等の増減額(△は減少)	△4,012	—
前受金の増減額(△は減少)	764	△8,626
その他	△2,428	△2,251
小計	60,716	15,124
利息及び配当金の受取額	536	356
利息の支払額	△28	△9
法人税等の支払額	△26,563	△1,099
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,660	14,372
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(△は増加)	8,969	△3,665
有形固定資産の取得による支出	△6,300	△1,331
無形固定資産の取得による支出	△376	△93
投資有価証券の取得による支出	△2,783	—
その他	△144	△282
投資活動によるキャッシュ・フロー	△635	△5,372
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△62	△126
配当金の支払額	△9,841	△715
その他	△144	△159
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,047	△1,002
現金及び現金同等物に係る換算差額	105	685
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	24,082	8,682
現金及び現金同等物の期首残高	193,492	65,883
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	67	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 217,642	※ 74,566

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1	連結の範囲に関する事項の変更 該当事項はありません。
2	持分法の適用に関する事項の変更 該当事項はありません。
3	連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 該当事項はありません。
4	会計処理基準に関する事項の変更 該当事項はありません。
5	四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更 該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	
1	前第1四半期連結会計期間末において独立掲記しておりました無形固定資産の「のれん」(当第1四半期連結会計期間末424百万円)は、当第1四半期連結会計期間末において資産の総額の100分の1以下であるため、当第1四半期連結会計期間末より無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。
2	前第1四半期連結会計期間末において独立掲記しておりました流動負債の「短期借入金」(当第1四半期連結会計期間末3,680百万円)は、当第1四半期連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当第1四半期連結会計期間末より流動負債の「その他」に含めて表示しております。
3	前第1四半期連結会計期間末において独立掲記しておりました流動負債の「未払法人税等」(当第1四半期連結会計期間末1,380百万円)は、当第1四半期連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当第1四半期連結会計期間末より流動負債の「その他」に含めて表示しております。
4	前第1四半期連結会計期間末において独立掲記しておりました流動負債の「製品保証引当金」(当第1四半期連結会計期間末5,148百万円)は、当第1四半期連結会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当第1四半期連結会計期間末より流動負債の「その他の引当金」に含めて表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	
1	前第1四半期連結累計期間において独立掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「未払消費税等の増減額(△は減少)」(当第1四半期連結累計期間△5百万円)は、当第1四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
2	前第1四半期連結累計期間において独立掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券の取得による支出」(当第1四半期連結累計期間△18百万円)は、当第1四半期連結累計期間において金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
税金費用の計算 当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 154,461百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 151,521百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)																
<p>※ 補助金収入 米国における研究開発に係る補助金収入であります。</p>	<p>※1 補助金収入 同左</p> <p>※2 減損損失 当グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県相模原市 (相模事業所)</td> <td>事務所 倉庫 研究所</td> <td>建物及び 構築物、 土地</td> <td>1,065百万円</td> </tr> <tr> <td>兵庫県尼崎市 (関西テクノロジーセンター)</td> <td>事務所 倉庫 研究所</td> <td>建物及び 構築物</td> <td>1,138百万円</td> </tr> <tr> <td>佐賀県鳥栖市 (佐賀事業所)</td> <td>工場</td> <td>建物及び 構築物</td> <td>2,171百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>閉鎖の決定された工場等については、個別案件ごとにグルーピングしております。上記資産グループにつきましては、閉鎖決定により今後の使用見込がたたないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額については正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、「土地」については路線価等に基づいて算定し、「建物及び構築物」については、零としております。</p>	場所	用途	種類	減損損失	神奈川県相模原市 (相模事業所)	事務所 倉庫 研究所	建物及び 構築物、 土地	1,065百万円	兵庫県尼崎市 (関西テクノロジーセンター)	事務所 倉庫 研究所	建物及び 構築物	1,138百万円	佐賀県鳥栖市 (佐賀事業所)	工場	建物及び 構築物	2,171百万円
場所	用途	種類	減損損失														
神奈川県相模原市 (相模事業所)	事務所 倉庫 研究所	建物及び 構築物、 土地	1,065百万円														
兵庫県尼崎市 (関西テクノロジーセンター)	事務所 倉庫 研究所	建物及び 構築物	1,138百万円														
佐賀県鳥栖市 (佐賀事業所)	工場	建物及び 構築物	2,171百万円														

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 50,050百万円</p> <p>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 168,681百万円</p> <p>預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金 <u>△1,089百万円</u></p> <p>現金及び現金同等物 217,642百万円</p>	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 54,066百万円</p> <p>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 168,500百万円</p> <p>預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金 <u>△148,000百万円</u></p> <p>現金及び現金同等物 74,566百万円</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	180,610

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,639

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	1,336
合計			—	1,336

(注) 平成18年ストック・オプションとしての新株予約権、平成19年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成20年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	715	4	平成21年3月31日	平成21年5月29日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当該取引残高が、企業再編等による前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が無いため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額について金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	130,175	25,062	155,237	(410)	154,827
営業利益	20,765	656	21,422	7	21,430

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

(1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、その他

(2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、コンピュータ・ネットワーク機器、ミドルウェア・ソフトウェア、その他電子部品等

3 会計処理の方法の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

たな卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この変更に伴う影響は軽微であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	50,656	18,497	69,154	(238)	68,915
営業利益又は営業損失(△)	△14,634	238	△14,395	7	△14,388

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

(1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置及び太陽電池製造装置、その他

(2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、その他電子部品、コンピュータ・ネットワーク機器、ソフトウェア

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	147,308	32,690	179,998	(25,171)	154,827
営業利益	19,034	2,014	21,048	381	21,430

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する主な国又は地域
米国、欧州、台湾

3 会計処理の方法の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

たな卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この変更に伴う影響は軽微であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	62,794	17,420	80,215	(11,299)	68,915
営業利益又は営業損失(△)	△16,176	721	△15,454	1,066	△14,388

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する主な国又は地域
米国、台湾、欧州

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	台湾	韓国	米国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	31,249	21,187	18,918	24,136	95,491
II 連結売上高(百万円)					154,827
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	20.2	13.7	12.2	15.6	61.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他に属する主な国

シンガポール、中国、イスラエル

3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	米国	台湾	韓国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	12,437	9,587	7,720	8,534	38,279
II 連結売上高(百万円)					68,915
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	18.0	13.9	11.2	12.4	55.5

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他に属する主な国

中国、イスラエル、シンガポール

3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
2,846円00銭	2,896円55銭

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 71円83銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 71円69銭	1株当たり四半期純損失(△) △61円66銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	12,853	△11,035
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	12,853	△11,035
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	178,932	178,969
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	—	—
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数(千株)	358	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半 期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会 計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成21年5月14日開催の取締役会において期末配当実施について次のとおり決議し、配当を行っております。

イ 配当金の総額 715百万円

ロ 1株当たりの金額 4円00銭

ハ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年5月29日

(注) 平成21年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 西 健 太 郎 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 橋 勉 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

東京エレクトロン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 橋 勉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【会社名】 東京エレクトロン株式会社

【英訳名】 Tokyo Electron Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 東 哲 郎

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 東 哲郎は、当社の第47期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。